

大東交番

令和 7 年 5 月 14 日 第 7 号

交番速報

掛川警察署
大東交番 72-2535
発行責任者 交番長
作成 相談員・勤務員



自転車は車の仲間

「ながらスマホ」に罰則あり！

「自転車運転者講習制度」の対象です

スマートフォンなどを手で保持して、
自転車に乗りながら
「通話する行為」「画面を注視する行為」
は法律で禁止されており、罰則の対象と
なっています。

※ 停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合は、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



自転車運転者講習制度って何だろう？

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる
おそれのある一定の違反（危険行為）を反復して
行った者は講習制度の対象となります。



危険行為

信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など
令和6年11月1日からは「運転中のながらスマホ」や「酒気帯び運転」も対象です

公安委員会の受講命令に従わず、講習を受けなかったものは処罰されます（5万円以下の罰金）

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金